

Title	吉田博司君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.4 (1994. 4) ,p.137- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940428-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

吉田博司君学位請求論文審査報告

吉田博司君が博士（法学）学位を請求するために提出した論文は「近代日本の政治精神」である。

I 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

はじめに

第I部 近代日本と国体

序章 上杉慎吉の生涯活動と基本テーマ

- 一 生いたちと略歴
- 二 基本テーマと「国家」
- 第一章 国家法人説排斥と国体論
 - 一 宗教的天皇絶対観
 - 二 民衆の政治参加への敵意
 - 三 国家法人説排斥の論理
- 第二章 立憲主義観の転換
 - 一 国家法人説と立憲主義

二 上杉慎吉の国家法人説・天皇機関説

三 立憲主義観の構造と問題

四 立憲主義観の転換と国家法人説排斥

第三章 政党政治化状況への対抗と関与

- 一 第一次憲政擁護運動への対抗——桐花会の結成
- 二 寺内超然内閣への期待と挫折
- 三 第二次憲政擁護運動前後への対応

第四章 反民主主義論の構造と展開

- 一 議会機関説の排斥
- 二 民本主義論（天皇親政論）
- 三 民意論

第五章 普通選挙論とその周辺

- 一 普通選挙論の論理
- 二 民意・政党・議会をめぐる反民主主義的精神

第六章 帝国主義論と挙国一致論

- 一 屈辱外交批判と帝国主義的膨張論
- 二 帝国主義の大義と日米衝突必至論
- 三 頽廢の現状認識
- 四 挙国一致の政治構想

第七章 残響——国体明徴運動

- 一 国体明徴論者のパーソナリティー特性
- 二 美濃部学説排撃の心理的基底

第II部 全体性の神話

第八章 国家社会主義の源流——山路愛山

- 一 在野的文人の誕生
- 二 山路愛山の普通選挙論
- 三 山路愛山の資本主義社会批判
- 四 山路愛山の国家社会主義

第九章 新人会の精神像

- 一 新人会の社会的アイデンティティ
- 二 近代日本の歴史的外傷
- 三 社会運動思想の心理的両面性

第一〇章 昭和維新の精神的背景——血盟団事件の場合

- 一 パーソナリティ・イデオロギー関係
- 二 井上日召の生活史と思想
- 三 小沼正の生活史と思想

第十一章 コモンセンスの自由主義——議会政治危機の時代の馬場恒吾

- 一 憲政常道時代の評論
- 二 挙国一致内閣時代の評論

あとがき

II 本論文の概要

本論文は近代日本の政治精神を考察したものである。論者は近代日本の国体思想、社会主義思想、昭和維新論、挙国一致論をとりあげ、それらが日本固有の歴史的、社会的、心理的条件

の下に形成された過程を考察している。これらの思想、主張には個人の理性、責任ある自由、議法制民主主義に背を向けるところがあつたが、その所以を心理と論理において内面から理解しようとする。と努めている。

本書の主要部分を占める「第I部 近代日本と国体」は明治憲法体制下の憲法学者上杉慎吉の国体論をとりあげ、「第II部 全体性の神話」においては社会主義思想、昭和維新論、挙国一致論を対象とし、いずれも思想の論理の根底である精神的基底に光を当てている。

論者は主としてK・R・ポッパー(K. R. Popper)の「閉じた社会」から「開かれた社会」へという歴史的哲学的概念に依拠し、近代日本の政治精神を説明している。すなわち日本の近代史を封建的身分秩序より固定された「閉じた社会」から、「社会変動と競争を常態とする」「開かれた社会」への移行期とし、この間に個人は全体的社会に埋没した状態から理性と責任を負う主体に転化することが求められるのであるが、伝統的・有機的階級社会から解放された個人は、自由と自立に伴う不安から「自由への絶え間ない反逆 (perennial revolt against freedom)」の心理・精神に陥りがちであったとする。換言すれば近代日本人は競争と変化を原則とする「開かれた社会」を切り開くために不可欠な理性と自立の確立を促進するのではなく、競争と変化から堅く守られた「閉じた社会」における依存的自我へと退行した。この依存的自我の向うところは天皇への忠誠を中心と

する国体論、天皇絶対論、国家法人論排撃、国体明徴論である。元来、日本人は生ける人格としての特定人をもっとも尊いものとみなす思惟方法を有し、その点から日本社会のヒエラルキの最頂点に位置する個人を絶対神聖視するようになり、ここに天皇崇拜が成立したとされる。これは中村元の理論である。論者はこの中村理論に依拠し、具体的な人格にコミットする伝統的思惟と尊皇思想が近代日本の生んだ個人化の不安からの逃避のイデオロギーとして結晶したとする。国体思想は昭和戦前期において強力な教義となったが、「思想はある社会集団の強力な心理的要求に應えるときにはじめて歴史における強い力となる」(Erich Fromm)のである。国体思想は個人化の不安におののく社会集団の強い支持を得なければ支配的イデオロギーとはなり得なかった。

以上は「近代日本の政治精神」の論者の視角である。かかる視点から分析された上杉慎吉の国体思想とそれに関連する非個人主義的思想運動を以下に紹介する。

第1部は先述のごとく上杉慎吉の国体論に関する研究である。従来の上杉研究は国家法人説・天皇機関説排撃についての憲法思想、国家思想に着目・限定したものがほとんどであった。これに対し、本論文はより幅広い政論と政治的活動を分析視野に入れ、上杉の思想の総合的理解とその論理の背景をなした精神の基底を明らかにしている。

上杉慎吉の思想の基本テーマは国家の鞏固さと歴史の同一性

を追求することである。国体論はその中核的役割を果たしていた。そもそも上杉が国家の鞏固さと歴史の同一性を基本テーマにしたのは、それらが危機的な状況にあると彼自身が感じていたからである。それは以下のような認識によるものであった。

すなわち、近代日本は四民平等のスローガンの下、社会秩序が転倒、混乱し、ホップスの所謂「万人の万人に対する争闘」に似ている。なぜならば、一野夫の子でも学校を出れば奏任官になり、機会に当たれば万金を得ることが可能だからであるというのであった。かように近代日本を難じた文言の中に平等、能力本位、流動と競争の新社会に直面して落ち着きを失っている上杉を見ることができると。社会変動を怖れる上杉はその反措定として、ここに国体論を唱えた。その国体論は、二柱の神が国土と最初の統治者を生んだという仮構と、天照大神の吾子孫可王之地也という詔の仮構からなる建国神話によっている。この政治神話は、統治者の正統性は出生という自然の秩序の中であり、争奪・篡奪という人為の論理の彼岸にあるとする。天皇は不可侵であるとのメッセージがそこにある。それが非科学的であることは論ずるまでもないが、これが一定の期間、国民的教義になり得たのは次の理由による。すなわち支配、被支配のいずれの側に立とうと、国家社会変動を怖れる者にとっては、かかる言説が変動を防止し得る頼り甲斐のあるイデオロギーであったからである。その意味において国体論は、不安におののく者にとり利と理にかなったものであった。

上杉は元來、天皇の絶対性を否定するものではなかったが、初期の憲法学においては国家法人説の立場をとっていた。それゆえに君主専横の可能性を普遍的なものとするところもあり、思想に矛盾を含んでいた。しかし西欧留学中、上杉は「我國体ノ万国無比ナルヲ感シ」、「別人」となって帰朝したと述懐する。加えて、万国無比の國体とは天皇即ち國家であり、天皇への忠誠と國家への愛は一致し、天皇の利益と人民全般の利益が建國以來合致して離れず、天皇が專制することは人民に悪い感じを生じさせない、ということであるとした。この國体觀に立脚した上杉は、君主専横の可能性を普遍的なものとする留学前の認識を棄て、天皇は國家や國民利益と一体のものと考えようになる。かかる認識の轉換は上杉の立憲主義觀をも變化させる。留学以前の上杉は、憲法をもって近代立憲君主國における最高意思とし、それによって君主専横を防制節御するという立憲主義を受容していたが、万国無比の國体觀に転じた留学後の上杉はかような立憲主義を放棄する。上杉は憲法を天皇意思の下位に置き、天皇は憲法を變更できるとし、また欧州諸國の憲法は君主の權力を束縛する繩であるが、日本の憲法は天皇が統治權を行使する武器であるとし憲主義の読み換えをした。かくして万国無比の國体論は、天皇と國家を區別、分離し君主専横を防制節御するという立憲主義にもとづく國家法人説・君主機關説と相容れず、それらを排斥する。

天皇即ち國家であり、天皇は絶対であるとする國体論は、議

會制度を君主から獨立した國家機關とする國家法人説を受け容れることはできない。上杉は議會について、それは天皇の意志により設けられた機關であるとし、これを廢止するのも天皇の便宜次第とした。要するに議會は日本にとって必要根本機關ではないというのである。天皇は文字通り絶対であり、憲法、議會は天皇の便宜次第という國体論は、變動常なき近代日本にあって不安感に悩む日本人にとり精神的抛り所であった。

万国無比の國体思想に確信を抱いて欧州より帰國した上杉は、現実の日本政治への関心を深めていった。たとえば第十一回總選挙（明治四十五年五月十五日）において与党政友會が絶対過半数の二一四名（総議席三八一）を獲得した時、新聞紙面には憲政有終の美は黨の議會に過半数を占むるに依って成るという言葉により賑わうのであったが、これに対し上杉は、もし政党政治が行われるならば、それは立憲の根本義に悖逆すると強く警戒した。また第一次憲政擁護・閥族打破運動の結果、第三次桂太郎内閣が崩壊（大正元年十二月十九日）したが、この事件に対し上杉は、これはまさに政党政治であり、これを看過すれば國体は倒壊すると論難した。こうした上杉の政党政治批判は國民の政治参加に対する敵意の現われであるが、それはとりもなおさず國家の鞏固さと歴史の同一性を脅かすものへの反発である。なおここで付け加えるならば、國民の政治参加に敵意を示しつつ上杉は大正中期に普通選挙論を主張し、年來の持論に修正を加えた。第一次世界大戦後、英米勢力の増大を懸念

したところから、日本国民の再統合の必要性を感じ、「政治上の国民総動員」の手段として普通選挙論を打ち出したのであった。「非常の時には非常の事を為」さざるを得ないというのであった。従って上杉は民主主義の形式事実は容認するが、国民の自由な意思形成、意思決定権を認め、その実質的な政治参加を支持するわけではなかった。彼は、日清・日露戦争において日本国民が一身を鋒鏑にかけて顧みなかったのは貧乏人の子だからであり、日本人は貧乏人が擁護した国家であると言いつつ、この貧しき大衆の積極的主体的政治参加は忌避しつつあった。万世一系の天皇が親政するという国体論の根本をいささかでも動揺させる民主主義政治は上杉に認められなかったのである。

国家の鞏固さと歴史の同一性は第一次大戦後の世界と日本の変動によっても、その根本を、揺さぶられた。大戦後の日本は「国威地に墮ちて存亡目前に迫」っている、と上杉には思われた。具体的には山東問題、人種平等問題における日本外交は日本側の譲歩と退却の連続であると映じた。上杉は改めて開国以来の日本の「屈辱迎合」の外交をふり返り、「東洋の一小島」日本という劣等感に悩み、同時に、それに圧倒されまいとする「大日本人」の倨傲意識の虜になるというアンビバレンスに陥るのであった。上杉の小国意識は大國意識、帝國主義的膨張政策を唱えさせ、倨傲意識は西洋化を排し、國粋を鼓吹するが、兩者

ともに彼の劣等意識、歴史同一性への不安感から生まれたものである。また、上杉は山東問題をめぐる中国内での排日運動に對し、力の政策を主張するが、その行きつくところは大戰を機にアジア・太平洋地域への干渉・進出甚しい米國との衝突必至論であった。この日米戦争は白色人種を代表する米國と有色人種の代表日本との人種戦争であるとされた。かかる人種戦争は有色人種解放という日本の大使命を実現する場であり、永久平和をもたらず「世界史最後の大戰争」であるという。國家の鞏固さと歴史の同一性を基本テーマとする上杉が、こともあろうに世界の大同との決戦を説くのは不合理きわまるが、劣等感と倨傲意識の両面感情の格闘の末、「大日本人」の倨傲意識があらゆる劣等意識を駆逐し、世界史最後の決戦を鼓吹するに至らしめたのである。

日米衝突必至論を主張する上杉は、それに対応するために舉國的政治構想を提示する。具体的には、國家權力の干渉により反國体思想を淘汰した上での舉國一心論、人の和と組織化の必要を訴える舉國動員論、義勇軍制と学校の兵營化を提唱する舉國皆兵論、小資本を合同して大資本たらしめんとする舉國經濟論、一個の民族は歴史・風俗・習慣・思想・伝説を共有する一個の生命体とする舉國一民論、政黨政治に反對して超然たる大權中心政治を主張する政治刷新論等がそれである。それらは一瞥しただけで全体主義的であると指摘できる。しかし、この舉國的政治構想論の全体主義的主張は、先述の「世界史上最後の

大戦争」論と共に国家社会変動に物怖じしている上杉の閉じた精神状況の表現である。

第六十七回帝国議会において美濃部達吉の憲法学説が国体に反するものとしてとり上げられ、それは岡田啓介内閣下の政治・社会的事件となった（昭和十年）。美濃部は国家を統治権の主体とし、天皇を国家に意思を供給する機関とした。この統治権国家主体説によると、国家目的の為にせざる君主は国家の機関ではないということになり、その結果、君主放伐の革命思想が生じ得る。これは国体論者にとり、国家の鞏固さと歴史の同一性の危機であった。岡田内閣は二回にわたり、「国体明徴」の声明を発表し、美濃部学説をはじめとする自由主義諸思潮は閉塞の時代を迎える。上杉の国体論の残照である。

以上、第I部を紹介した。

第II部は、国体思想以外の近代日本の反資本主義思想、反政党思想を「全体性の神話」として考察している。山路愛山の社会主義思想、新人会の社会思想運動、血盟団員の昭和維新の思想がそれであり、併せて政党政治擁護者であった馬場恒吾の主張を解明することにより、反政党思想を逆照射している。山路愛山、新人会に結集した東京帝国大学学生、血盟団の井上日召、小沼正らは、それぞれ氏育ちを異にしたがらも、経済価値を軽視し政治価値を重視する政治青年という点で共通していた。彼らは、資本主義経済の発展に伴ない抬頭、成長する資本家や財閥の悪弊に対し倫理道德的批判を加えると同時に、それらと結

合するものとして政党政治を否定した。

旧幕臣の子弟である山路愛山には、武士階級特有の愚民観、「町人を人間並に思わぬ」とする賤商意識があった。つまり彼の根底にあるものは伝統的価値観である。したがって山路が唱えた普通選挙論は政治的平等の立場からの主張ではない。富豪勢力の議会浸透を制御する目的から唱えられた。山路の賤商意識は治者の座に富豪が接近することを許さなかったのである。また山路は社会主義を主張するが、その思想は労働者の解放や人間平等の理念に発するものではなく、社会を大金持と貧乏人に分裂させ、両者を共に墮落させる資本主義社会への批判であった。そこには古い価値観に基づく儒教的禁欲主義があるが、同時に大金持が国家社会の優者になることへの嫌悪感があった。山路は武士階級からの治者の場を奪った藩閥政府及び今後藩閥から治者の場を奪おうとする富豪に対し、敵意を隠そうとしなかった。治者の場が徳川幕府から薩長に移ったことはまだ我慢ができた。しかし「富豪俗漢の手に帰するに至っては、我等などは是非反旗を翻」さざるを得ないとまで極言した。ここに儒教的賤商意識と同時に、かつての治者であった武士階級を権力の座からますます遠ざける富豪、資本家への敵意がある。この敵意は近代日本の社会変動に対する敵意でもある。

東京帝国大学の学生からなる新人会員もまた、経済価値より政治価値を重視する日本の伝統的価値観を強く継承しつつ、社会改造の思想と運動に着手した。その当時、すなわち大正中頃

はデモクラシー運動の高揚、ロシア革命、世界改造気運、米騒動、社会問題の簇生という大変動期であった。この渦中に入った新人会員は国家社会において露わになった矛盾に対する義憤から人道的情熱をもって改造運動を開始したのであるが、より重要なことはかかる社会運動は彼らにとり、まさに「自分自身の問題」であったということである。第一次大戦後の黄金万能時代といわれる日本の中で新人会員は、資本家、成金の前に政治家、宗教家、教育家、官僚も跪く風潮に社会的アイデンティティを見出せなかった。彼らは資本主義社会の悪弊を断ち、新国家社会を建設しようという社会思想運動の中に自己固有の行き方を確立した。しかしながら新人会員の社会思想運動には二面性があった。一面において個人の自由、解放、創造性を強調する個人主義的精神と、他面において彼らが喪失し、あるいは喪失しつつある過去の自我の安定母胎である共同体への追慕という全体主義的精神であった。旧時代に生まれ育ち、新思想を浴びて成長した新人会員はいわば両棲類であった。彼らはむろん伝統的価値観を頑固に墨守するものではなかったが、新時代の精神を十分に消化する余裕もなかった。大正デモクラシー期においては近代思想のチャンピオンとして全体主義を批判したが、昭和の戦中期において全体主義と同伴し、その旗手となる者も決して少なくなかった。

昭和維新といわれる暗殺、クーデター事件と、それを精神的に支持する思想が盤踞した時代は血盟団事件に始まる。井上日

召をリーダーとする血盟団員は元老、重臣、政党・財閥のリーダーの暗殺を計画し、その一部を実行した。小沼正は井上を師とするだけでなく「御父様」と仰ぎ、暗殺を実行した人物である。日本人は一般に人の寛容に依拠し、その寛容を前提とする依存欲求が強いが、井上、小沼にはとりわけこの欲求が目立った。両者は父母との関係のみならず、社会的関係においても甘えの形成に失敗した。父(母)、社会と一体的関係を結べなかった彼らは、日本の共同体社会を崩壊させ、競争と対立を激化させている支配階級を打倒し、日本社会の一体性を回復することは自己の内的存在感と関わることであった。支配階級である元老、重臣、政党・財閥のリーダー達こそ日本社会の共同性、一体性を阻害しているものとして排除されるべき対象となったのである。

馬場恒吾は、戦前の代表的な自由主義者である。彼は憲政常道時代には政治上の自由主義的立場を堅持しつつ、党首に負われる莫大な政治資金調達問題、金のかかる選挙、熾烈な政権欲等は「政治上の資本主義」であるとし、それは政党政治を崩壊させると予言した。また五・一五事件後の革新イデオロギー陣営の強力内閣待望論の声援の下に成立した挙国一致内閣に対しては、国民的支持を得ていないものに、なんの「強力を期待し得られやうぞ」ときめつけた。日中戦争後の日本は非常時から戦時に転換し、政党は自ら解党を急ぎ、新体制運動、大政翼賛会へとなだれ込み、消滅した。この時、馬場はかくも政党が

無力であったのは、日本人に官尊民卑の思想が抜け切っていないことと政党に「自ら立つ力がないから、風がなくなるとも倒れる」のであると失望を露わにした。全体（国家）と一致の名により個人主義を断罪する近代日本の政治精神は、馬場のリベラルな政治理性を押し倒したのである。

以上が第Ⅱ部の紹介である。

Ⅲ 本論文の評価

近代日本の国体思想やその他の国家主義諸思想は、いずれも全体的価値や国論の統合を優先するという伝統的思惟に偏り、個人主義的自由、議会制民主主義を軽視していた。本論文はこの点を心理と倫理の面において内側から理解しようと努めたものである。以下、本論文の独自性について述べる。

第一に論者の卓越した創見を挙げたい。本論文に明示されているように、研究の方法としてはポッパー（K. R. Popper）の歴史哲学、ベラー（R. N. Bellah）の社会学的概念、フロム（Erich Fromm）、土居健郎等の心理学的概念を援用している。なかでも既述のごとくポッパーの「閉じた社会」と「開かれた社会」の概念に基本的に依拠している。しかしそれにも拘わらず、近代日本の歴史的、政治的、社会的条件の特殊性を知悉した論者は各所に独創的見解を示している。たとえば論者はポッパーと同様に、個の理性と責任を忽せにしない開かれた政治原理による社会秩序形成こそ文明と未来の原動力だと認める。し

たがって国体論という閉じた政治原理の負の側面を強く批判しつつ、同時に国体論には国家社会への安定感と帰属感を約束する政治的機能がありはしなかったかとする。すなわち、急激な歴史社会変動と帝国主義的国际環境の中で、近代日本が分解的抗争を免れ、革命的惨劇を招くことにならなかったのは、国体論に内在する閉じた政治原理の安定化作用によるところがあったのではないかというのである。近代日本の特殊な諸条件を複眼的に視ることができる論者の創造的見解がここにある。

第二は国体思想、その他の国家主義思想等の近代日本における意味を精神的に論じたことである。これらの思想・運動の非合理性、非科学性、反民主性を論じたものは枚挙にいとまがない。しかしながら、それがいかに神がかり的なものであり、また上からの指導的な面があったにしても、下からの共鳴なしには国民的広がりでの支持にまでなることはなかった。繰り返すが、開国による圧倒的な外圧と外来文化の殺到は日本の旧体性を崩壊させ、新しい政治経済社会の諸制度を生んだが、そこに生じた変動は深刻かつ止まるところがなかった。旧体性の中で出生し、育った者には、諸々の大変動は国家社会の分解の危機と映じ、同胞対立の悲劇と感じられた。国体論その他の国家主義思想は国家社会変動に物怖じした閉じた精神の現われであるが、それが特定の個人や一部の人びとの間だけでなく、支配的精神となったのは近代日本の歴史社会的条件により形成された国民的な社会的性格に根ざしていたからである。本論文は国体

論その他の国家主義論を批判するだけでなく、近代日本にかくも不合理な思维が形成され、また支持された精神的基底をひたむきに追究したものである。願わくは本論文の論者により、近い将来、これらの思想運動の力動の背景である国民的支持の実態が究明されることを期待したい。

第三に「全体性の神話」として非個人主義的な社会主義思想や昭和維新の思想、あるいは非議会主義的思想をとり上げ、これらを精神史的方法により論じていることが挙げられる。そのことの意味は、かかる思想が前近代の要素を引きずっていたとか、非合理的、非民主的であったとして糾弾するという従来とられていた方法ではなく、それらが形成、受容されていた経緯を歴史的、社会的、心理学的に内側から理解しようとする努めをしているということである。したがって本論文を読む者は、発かれた他人の墓場を見るのではなく、いまなお現代日本人の政治精神に巣くう病を覗く思いがし、緊張せずにはいられない。なお、ここにおいても将来望むことは、論者により「全体性の神話」を受容した国民的レベルの実態研究が付け加えられたならば、研究はさらに一段と重厚さを増すであろうという点である。

第四に、本論文は豊富な史料により実証されていることが挙げられる。既述の通り、研究の方法は優れた先学概念、理論に依拠しているが、論者はそれを消化し、血肉化した上で、広く渉獵した史料を適切に駆使し、近代日本の政治精神を統合的に叙述している。かくして完成された本論文の説ききたり、説

き去るところは具体的であり、躍動しており、ドラマチックであり、時には詩的ですらある。テーマを懐深く抱え、焦らずにその醗酵を待ち、思索をつづけてきた学究だけが達成しえる労作である。

IV 結語

国体思想および国家主義思想は近代日本において絶対的、支配的な思想であった。しかるに戦後にあつては、敗戦のリアクションとしてそれらは断罪さるべきものとなった。神がかり的、非科学的であるとする立場からこうした思想を断罪することは容易である。さらに、自由と民主主義を抑圧した専制支配のイデオロギーとして怨みをこめて弾劾することは、なお易しい。

しかしながら断罪、弾劾をしても、その思想が戦前戦中期において国民的支持を得ていたという事実はいかんともしがたい。国体論をして支配的思想たらしめた精神的基底の解明の試みは皆無であったわけではないが、前述のごとき優れた独自の性を備えた大作の出現は、この分野の研究に打ち立てられた金字塔といえよう。よって本論文は博士(法学)(慶應義塾大学)の学位に相当するものと判断する次第である。

主査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 中村 勝範
副査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 堀江 湛
副査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 向井 健